

令和6年度 水道事業報告

西空知広域水道企業団

令和6年度上半期（4月1日～9月30日）に行われた水道事業の概況をお知らせします。
主な事業内容として、老朽水道管更新事業、水道メーター取替事業、水道施設改修事業を発注及び着工し順調に進んでいます。

また、水質は定期的に検査を行い良好な状態を保っています。

1 建設改良工事の状況

(1) 老朽水道管更新事業

老朽配水管更新計画に基づき、創設時（昭和47・48年）に布設された水道管を順次更新する事業で、今年度は新十津川町351.9m、雨竜町458.2mの更新工事を実施しています。

(2) 水道メーター検定満了取替事業

各戸に設置されている水道メーターの使用期限が、計量法により8年と定められていますので、今年度対象の新十津川町358台、雨竜町134台、浦臼町106台の取替を実施しています。

(3) 水道施設改修事業

水道施設改修計画に基づき、導水ポンプ場テレメータ装置更新工事、西空知浄水場次亜注入設備更新工事、西空知浄水場シーケンサー装置改修工事等を行っています。

2 給水装置工事の状況

住宅等で水道管の工事を行う場合は、指定工事事業者（現在22店登録）に給水装置工事を直接依頼することとなり、現在新設工事申請15件、改造工事申請13件を受付、順次検定しております。

3 水質検査の状況

定期検査として、毎月水道栓の水質検査を行っています、いずれも異常ありませんでした。

4 給水の状況

令和6年9月末

| 区分 | 浦臼町 | 新十津川町 | 雨竜町 | 砂川市 | 合計 |
|---------|-------|-------|-------|-----|-------|
| 給水件数(件) | 683 | 2,616 | 1,002 | 19 | 4,320 |
| 給水人口(人) | 1,531 | 6,236 | 2,044 | 54 | 9,865 |

5 配水状況（有収水量）

6年度上半期分

| 区分 | 浦臼町 | 新十津川町 | 雨竜町 | 砂川市 | 合計 |
|-------------------------|--------|---------|---------|-------|---------|
| 有収水量(m ³) | 58,469 | 252,497 | 102,497 | 1,601 | 415,064 |
| 日平均配水量(m ³) | 320 | 1,380 | 560 | 9 | 2,269 |

6 経理状況

(1) 収支の概要

6年度上半期分

| 収入科目 | 金額 | 支出科目 | 金額 | 備考 |
|-----------|---------|-------|---------|-------|
| 収益的収入(千円) | 135,672 | 収益的支出 | 64,470 | 消費税除く |
| 資本的収入(千円) | 25,000 | 資本的支出 | 101,386 | 消費税含む |
| 収入合計(千円) | 160,672 | 支出合計 | 165,856 | |

(2) 資産の現在高 58億9,165万2千円

(3) 負債の現在高 34億5,247万9千円

(4) 資本の現在高 24億3,917万3千円

- 生活保護・母子および父子・単身老人世帯の方は、それぞれの規定に該当すると料金が軽減されますので、水道企業団にお問い合わせください。
- 私たちの町に大規模な自然災害等が発生し、浄水場や配水管に被害を受けると、水道が止まってしまう場合があります。普段から水を確保し、万が一の事態に備えましょう。

【水道水の濁り水（赤水）が発生した場合の対応について】

当企業団では、皆さんに安全で安心な水道水をお届けできるよう、水道管の整備や水質の管理を行っています。しかし、経年により水道管内に蓄積された鉄錆が水の流れる方向や速度が変わることで剥離し、水道水が濁る場合があります。これは水道の性質上、不可抗力的なものであるため、それによる損害の補償などはできませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

濁り水（赤水）の対応ですが、少し流したままにしておくとうるやうに解消されますが、しばらく流しても解消されない場合は、企業団までご連絡ください。

水を流す際は、給湯器や浄水器等を通さない蛇口で（お湯ではなく水）流してください。給湯器や浄水器などを通すと故障の原因となる場合があります。

誤って飲んでしまっても、鉄は人体への吸収が少なく大部分が排出されるため、大量に摂取しなければ健康上問題ありませんが、念のため飲用及び洗濯は控えてください。

*お問い合わせは、西空知広域水道企業団 ☎76-2486 ホームページ <http://www.west-sorachi.server-shared.com/>

水質検査結果

令和6年8月5日採水 検査機関 中空知広域水道企業団
 基準項目（水道法に基づく水質基準51項目）

| No | 項目名 | 単位 | 浄水 | | 原水 | 備考 |
|--------------|-----------------------------------|-----------|-------------------|-----------|-----------|----|
| | | | 基準値 | 結果値 | 結果値 | |
| 1 | 一般細菌 | 個/ml | 100個以下 | 0 | 118 | |
| 2 | 大腸菌 | | 検出されないこと | 陰性 | 陽性 | |
| 3 | カドミウム及びその化合物 | mg/l | 0.003mg/L以下 | <0.0003 | <0.0003 | |
| 4 | 水銀及びその化合物 | mg/l | 0.0005mg/L以下 | <0.00005 | <0.00005 | |
| 5 | セレン及びその化合物 | mg/l | 0.01mg/L以下 | <0.001 | <0.001 | |
| 6 | 鉛及びその化合物 | mg/l | 0.01mg/L以下 | <0.001 | 0.001 | |
| 7 | ヒ素及びその化合物 | mg/l | 0.01mg/L以下 | <0.001 | <0.001 | |
| 8 | 六価クロム化合物 | mg/l | 0.02mg/L以下 | <0.002 | <0.002 | |
| 9 | 亜硝酸態窒素 | mg/l | 0.04mg/L以下 | <0.004 | <0.004 | |
| 10 | シアン化物イオン及び塩化シアン | mg/l | 0.01mg/L以下 | <0.001 | <0.001 | |
| 11 | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | mg/l | 10mg/L以下 | 0.16 | 0.11 | |
| 12 | フッ素及びその化合物 | mg/l | 0.8mg/L以下 | <0.08 | <0.08 | |
| 13 | ホウ素及びその化合物 | mg/l | 1.0mg/L以下 | <0.1 | <0.1 | |
| 14 | 四塩化炭素 | mg/l | 0.002mg/L以下 | <0.0001 | <0.0001 | |
| 15 | 1,4-ジオキサン | mg/l | 0.05mg/L以下 | <0.005 | <0.005 | |
| 16 | シス1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン | mg/l | 0.04mg/L以下 | <0.0001 | <0.0001 | |
| 17 | ジクロロメタン | mg/l | 0.02mg/L以下 | <0.0001 | <0.0001 | |
| 18 | テトラクロロエチレン | mg/l | 0.01mg/L以下 | <0.0001 | <0.0001 | |
| 19 | トリクロロエチレン | mg/l | 0.01mg/L以下 | <0.0001 | <0.0001 | |
| 20 | ベンゼン | mg/l | 0.01mg/L以下 | <0.0001 | <0.0001 | |
| 21 | 塩素酸 | mg/l | 0.6mg/L以下 | 0.11 | — | |
| 22 | クロロ酢酸 | mg/l | 0.02mg/L以下 | <0.002 | — | |
| 23 | クロロホルム | mg/l | 0.06mg/L以下 | 0.0194 | — | |
| 24 | ジクロロ酢酸 | mg/l | 0.03mg/L以下 | 0.013 | — | |
| 25 | ジブロモクロロメタン | mg/l | 0.1mg/L以下 | 0.0009 | — | |
| 26 | 臭素酸 | mg/l | 0.01mg/L以下 | <0.001 | — | |
| 27 | 総トリハロメタン | mg/l | 0.1mg/L以下 | 0.0261 | — | |
| 28 | トリクロロ酢酸 | mg/l | 0.03mg/L以下 | 0.022 | — | |
| 29 | ブロモジクロロメタン | mg/l | 0.03mg/L以下 | 0.0058 | — | |
| 30 | ブロモホルム | mg/l | 0.09mg/L以下 | <0.0001 | — | |
| 31 | ホルムアルデヒド | mg/l | 0.08mg/L以下 | <0.008 | — | |
| 32 | 亜鉛及びその化合物 | mg/l | 1.0mg/L以下 | <0.01 | <0.01 | |
| 33 | アルミニウム及びその化合物 | mg/l | 0.2mg/L以下 | 0.02 | 0.05 | |
| 34 | 鉄及びその化合物 | mg/l | 0.3mg/L以下 | <0.03 | 0.10 | |
| 35 | 銅及びその化合物 | mg/l | 1.0mg/L以下 | <0.01 | <0.01 | |
| 36 | ナトリウム及びその化合物 | mg/l | 200mg/L以下 | 5.0 | 4.1 | |
| 37 | マンガン及びその化合物 | mg/l | 0.05mg/L以下 | 0.001 | 0.010 | |
| 38 | 塩化物イオン | mg/l | 200mg/L以下 | 4.8 | 3.7 | |
| 39 | カルシウム、マグネシウム等（硬度） | mg/l | 300mg/L以下 | 14.0 | 12.5 | |
| 40 | 蒸発残留物 | mg/l | 500mg/L以下 | 35 | 46 | |
| 41 | 陰イオン界面活性剤 | mg/l | 0.2mg/L以下 | <0.02 | <0.02 | |
| 42 | ジェオスミン | mg/l | 0.00001mg/L以下 | <0.000001 | 0.000001 | |
| 43 | 2-メチルイソボルネオール | mg/l | 0.00001mg/L以下 | <0.000001 | <0.000001 | |
| 44 | 非イオン界面活性剤 | mg/l | 0.02mg/L以下 | <0.005 | <0.005 | |
| 45 | フェノール類 | mg/l | 0.005mg/L以下 | <0.0005 | <0.0005 | |
| 46 | 有機物（全有機炭素（TOC）の量） | mg/l | 3mg/L以下 | 0.9 | 1.3 | |
| 47 | pH値 | | 5.8以上8.6以下 | 7.23 | 7.53 | |
| 48 | 味 | | 異常でないこと | 異常なし | — | |
| 49 | 臭気 | | 異常でないこと | 異常なし | 自然臭 | |
| 50 | 色度 | 度 | 5度以下 | <1 | 5.9 | |
| 51 | 濁度 | 度 | 2度以下 | <0.1 | 1.5 | |
| 水質管理目標設定項目など | | | | | | |
| | 残留塩素 | mg/l | 1.0mg/l以下 | 0.42 | — | |
| | 嫌気性芽胞菌 | MPN/100ml | | — | 0 | |
| | クリプトスポリジウム | 個/10L | | — | 0 | |
| | ジアルジア | 個/10L | | — | 0 | |
| | PFOS及びPFOA | mg/L | 0.00005mg/l以下（暫定） | — | <0.000002 | |

マイナ保険証の準備はお済みですか？

今年の12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。

また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間利用できます。

※マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書が交付されます。

マイナンバーカードを保険証として使うメリット

- ・過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。
- ・限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
- ・転職や引越し後も新しい健康保険証の発行を待たずにそのまま使用できるため、手続きが軽減されます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには

- ・マイナンバーカードを保険証として登録する必要があります。

利用登録の方法は、

- ①医療機関・薬局に設置されている顔認証機能付きカードリーダーで行う
- ②ご自身のスマートフォン等を使用してマイナポータルアプリで行う
- ③セブンイレブン内に設置されているセブン銀行ATMで行う



マイナンバーカードには高度なセキュリティ機能が備わっています

- ・カードのICチップにはカード面にも記載されている氏名・住所・生年月日・性別と顔写真等が入っており、不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが自動で壊れる仕組みになっています。
- ・必要な情報を必要な時だけやりとりする「分散管理」という仕組みを採用しているため、まとめて情報が漏れることはありません。
- ・情報のやりとりにはマイナンバーを直接使用しないので、マイナンバーそのものから個人情報は引き出せない仕組みになっています。

暗証番号を使用しないカードにすることもできます

暗証番号の管理が難しい方や、保険証としてのみカードを利用する方は、暗証番号を使わずに顔認証のみで本人確認を実施する「顔認証マイナンバーカード」に設定し直すことも可能です。

まだカードをお持ちでない方は、最初から顔認証マイナンバーカードとして発行することもできますので、お気軽にお問い合わせください。

役場でもカードの申請が可能です

住民課窓口で写真撮影から申請まで行うことができます。すでにカードをお持ちの方は、保険証利用の申請も行えます。

交付申請書の再発行も可能ですので、まだカードをお持ちでない方、カードはあっても保険証とのひも付けを行っていない方は、住民課住民係へお問い合わせください。

お問い合わせ

住民課住民係 電話：68-2112

労働安全衛生総合研究所からのお知らせ

労働安全衛生法関係法令の改正により、令和6年4月から職場での化学物質規制が大きく見直しとなっています。詳しくは、下記のQRコードより労働安全衛生総合研究所ホームページをご覧ください。

お問い合わせ 事業者のための化学物質管理無料相談窓口
電話：050-5577-4862

詳しくは
こちら

